

市川三郷町監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき執行した監査の結果を同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

平成25年10月23日

市川三郷町代表監査委員 中澤 尚



市川三郷町監査委員 内藤 優



実施箇所	実施年月日
一般会計	
特別会計	平成25年10月
上水道事業会計	17日・18日・21日
病院事業会計	

1. 監査事項

一般会計・特別会計・上水道事業会計・病院事業会計の予算に係る財務に関する事務事業の執行について

2. 監査対象期間

平成25年度

3. 監査執行者

中澤 尚 内藤 優

4. 監査結果

関係書類を監査した結果、特に指摘事項はなく、概ね適正に処理されていた。

(1) 要望事項

- ① 町の根幹を成す町税収入は、おおむね平常と同じような推移で収納されていた。特に滞納整理にあっては、その努力も着実に成果を上げているように見受けられる。額としては多くないが、今後も粘り強く努力を続けてほしい。

- ② 工事請負に関する入札で、これまでに一般競争入札が1件あった。本町では、数字を見た限りでは落札率がやや高めに推移している傾向にあるが、この1件の一般競争では、かなり低い落札率であった。全てでそうなるとは言い切れないが、一般競争入札を増やす努力が望まれる。負担となっている書類作成等の簡素化が検討されているということなので、これを解決し、一般競争入札を多用することで、さらなる透明性や経費節減の一助とされるよう期待する。
- ③ 本年度も超過勤務に関する部分が課題であった。支給手当の予算上の問題や、代休も取れない仕事上の兼ね合い、有給休暇の活用も平均一桁台など、悩ましい問題を多く抱えている中で、特に管理職の方々には、健康管理に配慮し、職員間の不公平感ができるだけ少なくするなど、仕事に対する士気を削がないような方途を検討する必要があるように感じた。おもてに現れて来ない時間も相当あるように聞いている。これらも必ず記録として残していく必要がある。
- ④ 資料作成上、特に委託料に関し支出済の記載がされているのに実績報告年月日が記載されていないものが結構あった。また、負担金・補助金交付の資料中、町からの負担割合を示す欄で、記入漏れや記載違いがあった。きっちりした資料の作成を望む。